

# 駅通情報

第15号

## 時評

過日、「うがる古文書」復讐話」という題題の著書を貰いた。

私は、かねて津軽地方独特の歴史研究に興味を持つていて、発表されるつど読んでいたので、この図書も有趣く閲覧した。

同地方で発表されたこれまでの研究史の中には、昔話の域を出ない眞のかけない内容のものもあるが、おむね津軽地方でなければ発生しないであろう独特的の地域性が述べられているのが多く、興味深く読ませてもらっていた。

詳しく書く又ペースはないが、古くは、「東日本外三部誌」また、それに反論する「だまされるな東北人」といって、他地方には見られない地域性から生まれた問題の研究結果が次々と発表されている。問題の内容は別にして、同地方でないと生れないであろう問題である。またそれは、津軽海峡を隔てて、一衣帶水の北海道にも一種相通するものもある。興味をそそられる問題が多い。

さて、話題はそれだが、この「うがる古文書……」は、幕末時代津軽藩施政下の、「一般庶民の生活・藩政施行

上に発生した事件・年田行事」等を題の點草による日記から拾って収録したものである。中には、古文書の誤訛と誤れるものもあるが、津軽地方の特徴的エビソードが随所に取り上げられていて、一気に読みせられた。

蛇足になるが、その記事の中で北海道と関係の深いものを見ると、文化四年、針里が津軽藩の管轄地になつたとき、駿とん中の藩士多数が死亡した経緯、薩摩時、函館戦争により府知事が一時吉森へ避難したさいの状況、幕末、異国船が次々來訪したときの地元の対応等が、いずれも津軽藩から見た状況が記述されている。しかし、關係の深いはずの北海道とのかかわりに関する記述は意外に少ない。

## 目次

### 一時評

- 一 明治初期における駅通 ..... 1
- 二 関連文の駅通 (四) ..... 2
- 三 諸経費の収支状況 (五) ..... 4

- 四 史料寄贈お礼 ..... 6

## 南樽太の駅通(四)

1. 日本国として再開後の駅通

○ 敷置年月別駅通会所開設状況  
(南樽太跡ほか他の資料を参考にして作成した)

## (1) 明治三十九年(二か所)

前出のとおり樽太は、明治八年三月の樽太久里留交換条約の締結によつて日本の手を離れた。それによつて駅通制度も中断していったが、明治三十八年九月、日露戦争の勝利によつて北緯五十度以南を復領し、駅通制度も復活して再び日本が運営することとなつた。

本号は、再開後の駅通制度を取り上げたものである。

## 四 駅通制度復活による駅通所の配置

「南樽太(一九九四年九月刊)によると、南樽太所在の駅通は、明治三十八(一九〇五)年五月、「大泊・豊原」間に開設したのを最初とする。とある。ところが、

日露戦争終結によるホーフマス条約の締結は、それより四か月もあるのに、大泊・豊原間の駅通開設は、それより四か月も早い五月としている。これはなぜであろう。戦争終結により、条約締結を見越して駅通の開設を行つたものであらうか。開設年月は間違いでなさうであるが、やや疑問が残る。

なお、明治八年三月までは、前述のとおり駅通会所と称していたが、再開後は、北海道と同様駅通所と称することにしたようである。

以下、年度別に設置状況を記載するが、取扱人氏名は明らかにしたもののは見当たらない。

開設年月	名 称	住 所	廃 止 年 月	備考
五、一、一	豊 原	豊原市	明治四五年、七、一八	
同	大 谷	落合町	昭和六、一一、一五	
(1) 明治三十九年(二か所)				
一一、一六	便 営 内	富内村	昭和六、一一、一五	
一一、二六	下江ノ浦	留多加村	昭和二年、一一、一五	
一、一三	瀬ノ沢	豐原市	昭和一五年、九、一四	
一、一〇	真 回	真岡町	明治四五年、七、一八	
一、一三	達	清水村	昭和六年、一一、一五	
同	清 水	清水村	昭和六年、一一、一五	
同	大 曲	清水村	昭和一四年、三、一八	
(2) 明治四十一年(二か所)				
一一、一九	雄 咲	深海村	大正三年	
一一、二〇	女 圓	泊	昭和六年、一一、一五	
同	礼 文 別	長浜村	大正四年、一一、一〇	
同	長 浜	長浜村	明治四五年、一〇、一七	
一一、二	小 達	豊北村	不明	
一一、一七	深 雪	豊北村	昭和六年、一一、一五	
一〇、二六	蘭 泊	蘭泊村	不明	
一一、一七	柏 溪	栄溪村	大正三年	
九、二八	小 田 寒	寒沢村	昭和六年、一一、一五	
同	白 蓬 村	大正一〇、八、九		

一〇	一	天	小能登古村	小能登古村	大正	三
一、一八	野	田	寒	野田村	大正	元
八、三一	馬	群	澤	帆寄村	昭和	六二五
二、一	東	知	取	知取町	大正	二二
同	断	間	泊	岸村	昭和	六二五
八、二二	數	香	敷	香村	不明	
(四) 明治四十一年(一〇か西)						
	白	石	長浜村	不明		
	乾	堀	長浜村	明治四五		
	富	内	高内村	明治四三		
九	七	内	轆	内轆町	昭和	六二五
二、二	中	波	豊原市	昭和一五	一一	二
	轆	合	落合町	明治四四	四	一〇
二二	一	相	川	豊浜村	昭和	四三七
二二	一五	有	野	野田村	昭和	七七三
	通	手	泊居村	明治四三		
	油	居	泊居村	大正二		
(五) 明治四十二年(一五か西)						
一〇	基	内	志須取町	明治四三		
七、一八	申	野	清水村	昭和六二五		
七、二九	本	斗	本斗町	不明		
八、二六	多	蘭	庄地村	昭和六二五		
一〇	九	米	白瀬村	昭和二五九	一四	
一二、一六	内	路	塔路町	昭和七七三		
明	内	路	昭和六二五			
菱	内	路	昭和六二五			
珍	内	路	昭和六二五			
内	内	路	昭和六二五			
町	内	路	昭和六二五			

一〇	一	遠	洞	遠洞村	大正	四九	一〇
九	三〇	万	別	知床村	昭和	六二二	一五
六	一八	札	塔	知床村	昭和	六二二	一五
一、一〇	皆	別	知床村	昭和	七七三		
一一	一七	兩	童	三郷村	昭和	六二二	一五
一一	一五	間	串	能登古村	昭和	六二二	一六
五、一五	來	泊	能登古村	昭和一六			
六	一	西能登古村	能登古村	大正二	五	一六	
五、二九	武	志	泊	好仁村	昭和	六二二	一五
二、一	春	日	峰	豊原市	昭和	六二二	一五
一〇、一四	元	泊	元泊村	昭和	六二二	一五	
一、一七	愛	博	知取町	不明			
二、一七	大	篠	取	知取町	昭和	一一四	一
二、二八	沢	内	西柳丹村	昭和九五			
四、二	内	路	昭和六二二				
内	路	昭和六二二					
路	村	昭和六二二					

一〇、一、野、浦、散江村	昭和七、七、五
五、一六、敷、江、敷江村	昭和六、二二、一五
三、一六、輕、保、元泊村	昭和六、二二、一五
(七) 明治四十四年(一一九番)	
一、古、牧、大泊町	昭和六、二二、一五
七、一、蒸、帆、宮内村	昭和六、二二、一五
四、一六、留夢加田口	留夢加町
三、一、尾、沙、浦、庄呂村	庄呂により残置
二〇、一〇、宇、頃、海馬村	海馬により残置
六、五、野、東、栄新村	鉄道により残置
一〇、一五、野、東、栄新村	鉄道により残置
四、一、伊、古、浦、鶴城村	鶴城により残置
四、一九、越、毛、内、帆寄村	昭和一六
四、東、礼、文、知、取、町	不明
一〇、一〇、多、来、加、敷、香、町	不明



以上四回にわたって開拓使において、駅運賃を削減せざるを得なかつた経緯とそれを布令録をもつて示述した状況、及び札幌本陣の経営の実態を記述した。

本号からは、いよいよ本題である、道内各駅運賃に對する駅運賃經費の示述状況を、「開拓使管轄報告 第四編」と布令録の記述状況を對比しつつ解説を試みることにする。

## 明治初期における 駅運賃經費の収支状況(五)

### 2 駅運賃

ア 「事業報告」に次の記載がある。

#### ○ 沿革

(ア) 明治八年七月創設、同時に早山裏二取扱ヲ命シ  
月俸六円月年金百円ヲ勤ス

(イ) 九年十月月給ヲ慶少年金百五拾円ト又  
(ウ) 十一年年金五百圓ニ減ス

#### ○ 経費

八年	九年	十年	十一年	十二年
一四九円	一七二円	一七二円	一九五円	一二二円
廿五圓	十五円	備	零	
一一三円	一一〇円			

とある。これに対し、明治九年布令録によると、次のとおり記載されている。

一金六百円	是ハ老ヶ年駅通所諸経費
脚手當全如此	脚手當全如此
一 駅通所御手当老ヶ年金百円	脚路駅
一 同所取扱月給六円	
合金 百七拾六円	
更正	

右、標路駅は明治八年七月に開駅したものであるが、布令録によるところ、取扱人手当月六円、諸経費として一時金一〇〇円合計一七二円が支給されている。

事業報告によると、明治十一年には、年額五〇円に減額したとあるに、経費の欄では一九五円に増額になつている。この点、資料が次第している。

そのころの駅通所費は、各駅通所とも年を追つて減額されている時期であり、この点、当駅通所も同様で、開駅後が廃止される直前の明治十五年には一〇四と、急激に減額されている。

### ○ 渡革

(ア) 嘉永六年七月漁場受負人村山辰次郎自賣設置本

脚上移シ駅務ヲ監督フ時漁取扱金額分ヲ手当ト

ス

(イ) 明治六年五月駅通所ト改称從前ノ手当ヲ廢シ更

ニ年金四拾円及区入金ノ内ヨリ駅務金八拾円ヲ

給ス

(ウ) 九年五月漁失、取扱人山田某漁屋ヲ以テ駅通所トシ手当年金百四拾円ヲ給ス十月年金百三拾

円ニ改ム

(エ) 十年林科ヲ廢ス

### ○ 経費

備馬八四

六年	七年	八年	九年	十年	十一年
四〇円	四〇円	四〇円	四〇円	四〇円	一二〇円
十一年	十三年	十四年	十五年		合計
一一〇円	一一〇円	一一〇円			七四〇円

ア 「東京報告」によると、次のとおり記載されています。

3 石狩駅通所

とある。これに対し、明治九年布令録によると、次のとおり記載されている。

一金百五拾円

回上

石狩駅

(朱) 佐助

一 駅通手当七ヶ年全百四拾円

更正

一金百式拾円

布令録に上ると、明治九年の改正のさいには、この林料は廃止になつて駅通所の経費として従前一四〇円であったものが一二〇円に減額されたとしている。この点、事業報告に記載の経費とは符号しない。

(以下次号へ)

## ○ 寄贈史料お礼

厚岸風雲百年史

厚岸町

池田 敏治氏

音江真澄から学ぶ

札幌市

坂口昌志氏

つがる古文書こぼれ話

札幌市

比呂志氏

西國東川村庄屋「土居家」

東京都

大崎 博氏

当駅通所は、もともと上部機関から経費の支給を受けず、自腹で経営してきた。拙著「駅通史の研究」に詳述したとおり、江戸時代には、場所請負人の請負い条件の一つとして駅通の運営が義務付けられていたが当所も同様で、右、事業報告に見られるとおり、特に、駅通運営の経費の一項として、運べ上納する社員取扱金の一部を割いて運営費に当てるなどを許されていた。

また、開始使下においては、明治六年五月の駅制改正によって、駅通経費として四〇円と林料の名目で八〇円、計一一〇円が支給されていた。事業報告の経費欄には林料は掲上されておらず、駅通費四〇円のみが、明治十年まで支給されたとしている。

なお、林料とは、備馬の賦料（かいば料）のことである。当所では、当時駅馬が八頭飼育されていたから、その飼料として支給されていたものである。

発行年月日 平成十一年九月三十日  
頒布 無料  
発行者 札幌市南区川沿四条五丁目  
（三の）

史学研究会 主宰 宇川隆雄